

三鷹市 特別な理由による定期予防接種の再接種費用助成について

骨髄移植手術等の医療行為により免疫が喪失（減少）し、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に診断されたかたで、当該予防接種を再接種（任意接種）した場合の費用について、費用助成（償還払い）を行います。

1 費用助成の対象となる予防接種

医療行為により接種済みの予防接種の効果が期待できないと医師に診断されたかたで、下記の条件をすべて満たす予防接種

- (1) 医療行為前に実施した定期予防接種に該当するワクチンで、医療行為後に再接種したもの
- (2) 接種日において三鷹市に住民登録があり、令和2年4月1日以降に接種したもの
- (3) 接種日において定期予防接種として定められているワクチンで、市が定める上限年齢までに国内で接種したもの

※対象の「ワクチン」及び「上限年齢」は裏面をご参照ください。

2 接種について

任意予防接種のため、直接医療機関へお問合せのうえ、医療機関が用意する書類を使用して手続きをしてください。接種後の費用は、医療機関へ全額お支払いしてください。

3 費用助成の申請方法について

予防接種の実施後、下表のとおり申請をしてください。受理後、指定の銀行口座にお振込みします。

申請窓口 (問合せ先)	〒181-0004 三鷹市新川6-37-1 元気創造プラザ2階 三鷹市健康福祉部健康推進課（三鷹市総合保健センター） 受付時間 平日：月曜日～金曜日（午前9時～12時、午後1時～5時） 電話：0422-24-8050（直通）
申請時に必要なもの *申請時に必ず持参してください。	<ol style="list-style-type: none"> ① 申請書兼請求書（窓口または郵送にてお渡しします。） ② 医師の理由書【別紙参照】 ※必要な内容が記載されていれば、医療機関の様式（診断書等）でも可 ③ 領収証（ワクチン名、接種費用の記載が必要です。） ④ 今回接種した予防接種の内容がわかるもの（予診票、予防接種済証など） ⑤ 医療行為前に実施した定期予防接種の内容がわかるもの（母子健康手帳の写し、予診票など） ⑥ 銀行口座の分かるもの（通帳、キャッシュカードなど） ⑦ 印鑑（シャチハタ不可） ⑧ 申請者の身分証明書（運転免許証、健康保険証など） <p>★上記②～④の作成（発行）については、事前に医療機関へご確認ください。</p>
申請期間	接種日より2年間
振込までの期間	申請日より概ね1か月以内
助成金について	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチン毎に市が定める基準額を限度に助成します。 ※<u>実際に負担した費用の全額を助成できない場合があります。</u> ●医師の理由書の発行に係る費用は、<u>助成金の対象外</u>です。

裏面

対象予防接種一覧

ワクチン名	種類	上限年齢
ヒブ (Hib)	初回 (1回目・2回目・3回目)・追加	10歳未満
小児用肺炎球菌	初回 (1回目・2回目・3回目)・追加	6歳未満
B型肝炎	1回目・2回目・3回目	
四種混合 (DPT-IPV)	初回 (1回目・2回目・3回目)・第1期追加	15歳未満
三種混合 (DPT)	初回 (1回目・2回目・3回目)・第1期追加	
不活化ポリオ (IPV)	初回 (1回目・2回目・3回目)・第1期追加	
BCG	1回	4歳未満
麻しん風しん混合 (MR)	第1期・第2期	
麻しん	第1期・第2期	
風しん	第1期・第2期	
水痘	1回目・2回目	
日本脳炎	第1期初回 (1回目・2回目)・第1期追加・第2期	
二種混合 (DT)	第2期	
ヒトパピローマウイルス感染症 (HPV)	1回目・2回目・3回目	

※上限年齢に記載のないものはすべて20歳未満まで

※対象者の年齢(生年月日)により、接種当時、定期予防接種ではないものは対象となりません。

※ロタウイルスワクチンは、予防接種を実施できる期間が短いため対象となりません。